

答申書

諮問書

所 水 整 第 1 6 5 号
令和5年11月30日

所沢市公共事業評価委員会
委員長 様

所沢市長 小野塚 勝 様

社会資本総合整備計画（防災・安全）の事後評価について（諮問）

所沢市公共事業評価委員会条例第2条（1）の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項
社会資本総合整備計画（防災・安全）「防災の街づくりを目指す所沢市の下水道<第2期>（防災・安全）」（平成30年度～令和4年度）の事後評価について

2 諮問理由
社会資本整備総合交付金要綱第10第1項より、社会資本総合整備計画の期間の終了時に、計画の目標の実現状況等の評価（事後評価）を行わなければなりません。なお、事後評価の実施に当たっては、「社会資本整備総合交付金に係わる計画等について（令和3年3月30日改正）」第3第6項により、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努めることとされているため、諮問するものです。

以上

社会資本総合整備計画（防災・安全）の事後評価について（諮問）

所沢市公共事業評価委員会条例第2条（1）の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

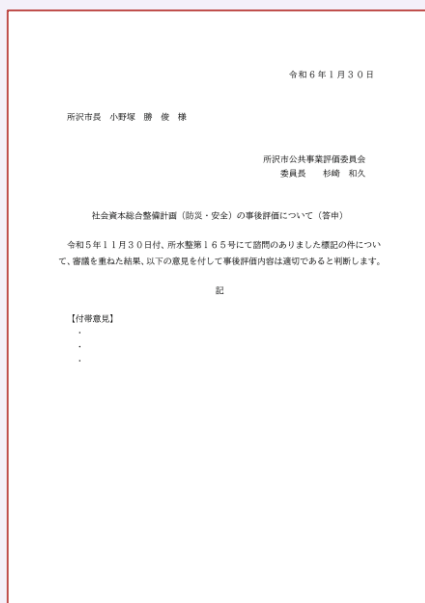
1 諮問事項

社会資本総合整備計画（防災・安全）「防災の街づくりを目指す所沢市の下水道<第2期>（防災・安全）」（平成30年度～令和4年度）の事後評価について

2 諮問理由

社会資本整備総合交付金要綱第10第1項より、社会資本総合整備計画の期間の終了時に、計画の目標の実現状況等の評価（事後評価）を行わなければなりません。なお、事後評価の実施に当たっては、「社会資本整備総合交付金に係わる計画等について（令和3年3月30日改正）」第3第6項により、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努めることとされているため、諮問するものです。

答申書（案）



社会資本総合整備計画（防災・安全）の事後評価について（答申）

令和5年11月30日付、所水整第165号にて諮問のありました標記の件について、審議を重ねた結果、以下の意見を付して事後評価内容は適切であると判断します。



付帯意見